

平成 22 年 9 月 27 日

雲南市議会議長 堀江 眞 様

総務常任委員会委員長 深田徳夫

総務常任委員会行政視察研修報告

下記のとおり視察を行いましたので、その結果を報告します。

記

1. 期 間 平成 22 年 8 月 2 日～3 日
2. 視察先 三鷹市市民協働センター
衆議院・参議院会館
島根県東京事務所
3. 参加者 総務常任委員会
深田徳夫委員長、安井 誉委員、周藤正志委員、山崎英志委員、
藤原政文委員、村尾晴子委員、石川幸男委員、吉井 傳委員、堀
江 眞議長同行
政策企画部
新 一幸部長
議会事務局
森山 康副主幹
4. 視察研修の目的
 - (1) 雲南市の交流センターが発足した中で、市民と行政のまちづくりの先進地である三鷹市協働センターのまちづくりについて調査するもの
 - ① 三鷹市の市民参加と協働の歩みについて
 - ② 組織体制と人員体制について
 - ③ センターの利用・活動状況について
 - ④ 市、自治会、社協などとの関係について
 - ⑤ その他
 - (2) 今後の雲南市の行政の指針を求め、国の現在の考え方を調査するもの
 - ① 地域主権改革関係について

- ② 今後の過疎対策の動向について
- ③ 政権交代後の地方自治体の政府との関係について

5. 研修まとめ

(1) 三鷹市協働センターのまちづくりについて

三鷹市は、平成14年からまちづくり研究所を設置し「新しい協働型社会のあり方」を研究テーマとして調査・研究を始められ、それまでもコミュニティ行政を展開され、公園整備や学校建て替えでのワークショップの採用など市民参加を推進していた。市民協働センターはこれまで行政が主として担ってきた公共の分野を市民・NPO法人等や民間事業者が協働の主体となり、新たに市民公益分野として登場しつつある活動領域も視野に収めて進めるという「新しい公共」のあり方を推進していくセンターと位置づけ、このセンターには、各地域のまちづくりサポートする市民参加の窓口機能、NPO法人等への活動支援機能、交流や情報提供機能などの特色を備えていた。

「本当に暮らしやすいまちの実現は、その時々テーマに相応しい、行政や事業者などの立場の異なる組織と共に、それぞれの特性を生かし、対等に力を合わせる協働のはたらき、協働のまちづくりが有効です。私たち市民とさまざまな立場の組織が出会い、力を合わせ、新しいまちを造る。そのための拠点が市民協働センターです。私たちのまちは私たちでつくって



いきましょう。」このような呼びかけを市民に発信し、「学ぶ・参加する・相談する・便利に使う」をモットーとし活動を展開していた。

「学ぶ」は・・・講座やセミナーの開催。

「参加する」は・・・市民活動したい方のサポート・行政への市民参加窓口。

「相談する」は・・・NPO設立相談・助っ人依頼・あらゆる市民活動の相談。

「便利に使う」は・・・会議室や印刷機、パソコン、インターネット。

「その他」は・・・自主財源の確保について市民活動支援ファンドの創設、寄付金等の活用、地域通過の導入に向けた支援・研究、住民協議会、社会福祉協議会、ボランティアセンター、シルバー

人材センターなどの活動との連携・情報収集・提供。

三鷹市は東京の中にあって面積的に小さな市であり、人口は増え続けており雲南市とは大きな違いがあったが、活動は全国的にも上位にランクされ注目されている市であり、先進地として説明を受けたが、先に記したように実際のコミュニティ活動は1970年代から始まっており、雲南市が目指す交流センターとは若干違いがあった。三鷹市の市民活動の中心拠点であり、指導的拠点であった。ここに市からの職員が駐在しその役割を担っており、それぞれの市民団体等の活動を支援をしていたが、自主財源確保に向けても市民ファンドの創設や地域通貨の導入などの研究など積極的におこなっており、雲南市の各交流センター



においてこれらの取り組みは見習うところが多かった。それに市民活動いわゆるグループ活動の支援として、有料であったがこの施設に印刷機などを設置し、有効に使用できるシステムの導入、また雲南市の交流センターの意義をもっとやさしく分かりやすく、市民の皆さまに情報提供することが涵養であると感じたところである。

(2) 地域主権及び過疎対策についての研修

総務省のそれぞれの担当者を招いて、地域主権及び過疎対策について現在の国の考え方の説明を受けた。

地域主権については、18年の地方分権改革推進法によって、道路・河川の県への移譲及び基礎自治体への権限移譲、出先機関改革、義務付け・枠付けの見直しなどの勧告を受け、その後、政権交代による地域主権改革関連法案が秋の通常国会に提案される予定。



- 「地域主権改革」の定義について
 - 日本憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革)
- 団体事務の強化について
 - 権限委譲が可能自由度の拡大
 - 施設・公物設置管理の見直し、協議・同意、許可・認可・承認
 - 見直し、一括交付金の見直し等
- 住民自治への移行について
 - 自からの地域は、身からの力で地域づくり
- 出先機関改革について
 - 8省庁・・・13系統の抜本改革
- 義務付け・枠付けの見直しについて
 - 自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」としての「地方政府」の確立

過疎対策については、四次に亘って制定された過疎法は一定の成果をえたが、著しい人口減少と高齢化の進展により、農林水産業の衰退、限界集落の発生、生活交通の不足、地域医療の危機などの問題が山積、過疎地域の住民のいのちと暮らしを守る実効性のある対策とした、過疎対策事業債のソフト事業への拡充及び対象施設の追加を尾かなうなどの拡充延長する改正をおこなった。



- 平成 22・4・1 から 6 年間の時限立法について
 - 過疎地域の状況（22・4・1 現在）全国自治体 1,727
 - 過疎関係市町村 776
 - 島根県・・・21 市町村のうち一部過疎を含む 19 市町村（雲南市も該当）
 - あらゆる事業が該当する中で、有利な財源であるが 6 年の時限と同時に枠があるので、有効なしつかりした過疎計画を立てる必要がある、それぞれの地域の知恵の出どころである。

(3) 島根県東京事務所の研修

政権交代後の東京事務所の役割と雲南市等市町村の現在のかかわりについて説明を受けた。鳩山政権においては陳情等が幹事長室に一本化され、民主県連を通した要望活動となり、東京事務所はこれまでにない対応を迫られた。雲南市とのかかわりは少ない、折角東京での PR 活動をされるのであれば事務所を使って欲しい、又近隣との協働の事業活動も大切なことであるので、協力は惜しまないとのことであった。

